

○外国人関係交通事件捜査要綱の制定について

(平成4年10月7日例規第85号/神交指発第1182号/神交企発第462号/神駐発第206号/神免発第386号/神刑総発第771号)

改正 平成6年5月6日例規第44号神交指発第292号 平成12年12月18日例規第54号神交指発
神交企発第180号神駐発第128号神免発第132号 第863号神交総発第982号神駐発第590号
神刑総発第305号 神免発第528号
平成18年5月31日例規第42号神駐発第435号 平成19年1月22日例規第2号神交指発第
神交指発第3680号 493号
平成19年11月29日例規第42号神駐発第713号 平成20年3月11日例規第7号神教発第29
神交指発第9271号 5号
平成24年7月3日例規第31号神外発第23号 平成27年7月27日例規第32号神国捜発
第63号
平成30年3月30日例規第16号神免発第263号

各所属長あて 本部長

この度、外国人関係交通事件捜査要綱を制定し、平成4年10月15日から施行することとしたので部下職員に対する教養を徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、次の例規通達及び通達は、廃止する。

- 1 外国人の反則事件に対する告知等について(昭和43年6月22日 例規、神交指発第127号)
- 2 外国人関係交通違反処理要綱の制定について(昭和63年4月5日 例規第21号、神交指発第283号)
- 3 外交特権を有する者に対する交通反則通告制度の適用について(昭和44年4月19日神交指発第138号)

記

第1 制定の趣旨

外国人に対する交通違反事件の捜査は、「外国人の反則事件に対する告知等について」、「外国人関係交通違反処理要綱の制定について」及び「外交特権を有する者に対する交通反則通告制度の適用について」(以下「旧例規通達等」という。)により運用してきたところであるが、制定以来相当の期間が経過し、その間における道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の改正、取扱いに関する諸規定の改正等に加え、来日外国人をめぐる問題等、特に交通事故及び交通法令違反事件が多発傾向にあり、旧例規通達等での捜査が実情にそぐわない点が生じている。このため旧例規通達等を整理統合し、外国人の交通事故及び交通法令違反事件の迅速適正な捜査を図るため、新たに要綱を制定したものである。

第2 制定の要点

- 1 日本語での取調べ、実況見分の指示説明等ができない外国人(外交特権享有者を除く。)に対しては、通訳要員を介した日本語の供述調書及び当該外国人の言語による供述調書を作成することとした。

- 2 外交特権享有者の交通事故事件捜査を行う場合は、外交特権享有者の逮捕及び証拠物の押収を行わないこととした。
- 3 外交特権享有者が、交通事故事件捜査の協力要請に応じた場合の事情聴取の項目を定め、聴取内容は捜査報告書により明らかにすることとした。
- 4 外交特権享有者に告知したときは、交通事件原票及び取締り原票の右上部欄外に(外)と朱書して引き継ぐこととした。
- 5 外交特権享有者に告知した場合は、身分関係、告知状況等を明らかにするため、外交特権享有者に関する交通反則事件告知報告書(第 10 号様式)を定め、当該交通事件原票に添付し、取締り原票には、その謄本を添付することとした。
- 6 合衆国軍隊の構成員等が関係した交通事故現場に憲兵又は合衆国軍隊の通訳人が臨場した場合は、臨場した者の所属部隊、階級、氏名等を米国駐留軍関係者による犯罪の通報(第 3 号様式。以下「犯罪通報」という。)の下部欄外に記載することとした。
- 7 合衆国軍隊の構成員等及び一般外国人の交通反則通告制度適用事件のうち、交通反則告知書(以下「告知書」という。)、交通反則通告書の受領拒否事件は、司法警察職員捜査書類基本書式例(平成 12 年 3 月 30 日最高検企第 54 号)に定める書類を作成の上、取扱所属から検察官に送致することとした。ただし、駐車対策課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、自動車警ら隊及び鉄道警察隊は、関係する捜査書類を作成の上、違反場所を管轄する警察署に引き継ぐこととした。

第 3 運用上の解釈及び留意事項

1 身分の確認(第 5 条関係)

外交特権享有者に外務省が交付する自動車登録番号標(車両番号標)には、大使館の長は「(外)」、大使館又はその構成員は「外」、領事機関関係は「領」、外国代表部又は国際機関関係は「代」となっている。

なお、外交特権享有者の一部には、私用車として地方運輸局陸運支局長の交付する自動車登録番号標(車両番号標)を使用しているものがあるので、身分の確認に注意すること。

2 取調べ等(第 7 条関係)

(1) 通訳要員を介して外国人(外交特権享有者を除く。)を取り調べる場合は、日本語の供述調書に通訳を介して取り調べた旨及び通訳を介して読み聞かせた旨を記載して供述者の署名に併せ、通訳要員の所属及び職名を記載してその署名押印を求めるものとする。

(2) 通訳要員が日本語の供述調書に基づき、当該外国人の言語で作成した供述調書は訳文とする。

3 事故の捜査(第 9 条関係)

(1) 外交特権享有者に対しては、常に敬意をもって応接し、外交特権享有者の尊厳を害することのないようにすること。

(2) 外交特権享有者の交通事故捜査(調査)は、条約等により特権の範囲が異なるので、その特権(身分)に応じた取扱いをすること。

(3) 外交特権享有者であっても、日本国の法令を尊重する義務があるので、同人の同意を得て必要な事故事件の捜査(調査)を行うこと。

(4) 外交特権享有者であっても、交通事故を起こした場合は、法第 72 条(交通事故の場合の措置)に規定する負傷者の救護、道路における危険防止等の必要な措置を講ずる義務は免除されないので、事案の内容に応じて協力要請すること。

4 非反則事件の捜査(第 11 条関係)

(1) 外交特権享有者による酒酔い運転等無謀な違反行為については、現場において制止し、正常な運転ができる状態になるまで当該車両を運転してはならない旨を指示する等、道路における交通の危険を防止するために必要な応急措置を行うとともに、当該外交特権享有者の属する外交使節団、領事館等の公館に連絡して、館員等の派遣を求め外交特権享有者及び違反車両を引き受けさせること。この場合、捜査報告書により明らかにして所属長に報告すること。

(2) 前記以外の非反則事件については、指導、警告を行い当該違反行為の是正に努めること。

5 反則事件の措置(第 12 条関係)

交通反則通告制度は、刑事処分と異なる行政措置であるから、外交特権享有者に対しても適用できる。告知に当たっては、その者の身分によって特権が異なるので外務省発給の身分証明票の提示を求め確認すること。

身分証明票の不携帯で身分が確認できないときは、神奈川県交通反則通告センターに連絡をして身分を確認すること。

6 放置車両の措置(第 13 条関係)

(1) 外交ナンバーの車両を法第 51 条(違法駐車に対する措置)の規定に基づき、移動措置等を行った場合は、速やかに外交使節団、領事館等の公館に「車両を移動した旨」及び「車両の引き取りを依頼する旨」の連絡をすること。

(2) 法第 51 条(違法駐車に対する措置)の規定に基づき、外交特権享有者が所有する車両又は外交特権享有者が運転する車両の移動措置等を行った場合は、移動料金及び保管料金(負担金)を請求し、その請求に応じて任意に納付したときは、違法駐車車両措置要綱の制定について(平成 13 年 3 月 2 日 例規第 7 号、神駐発第 91 号)第 7 章に規定するところにより取扱い、納付を拒否したときは、負担金の催促等を行わないで拒否理由を負担金等未納付管理簿等で明らかにしておくこと。

7 身柄の引渡し(第 15 条関係)

(1) 公務中又は公務と認められる合衆国軍隊の構成員等を逮捕した場合は、第一次裁判権が合衆国軍隊側にあるので、逮捕被疑者引継書(第 2 号様式)により、直ちに被疑車両とともに身柄を最寄りの憲兵司令官に引き渡すこと。この場合であっても、逮捕手続書、弁解録取書等の捜査書類は作成すること。

(2) 公務とは、合衆国の法令、規則、上官の命令若しくは軍の慣習又は権限づけられるすべての任務若しくは役務をいう。例えば、上官の命令により私有車両を運転して、公用品を買いに行くことは公務である。

8 取調べ上の配意事項(第 16 条関係)

- (1) 合衆国軍隊の構成員等は、憲兵司令官が発行する身分証明書の携帯が義務づけられているから、これによって身分を確認すること。ただし、12歳以下の児童については、身分証明書の携帯義務はない。
- (2) 合衆国軍隊が発給した在日米軍個人車両操縦許可書又は米軍公用車両運転身分証明書(米軍雇用の日本人用及び米軍人・軍属用)を所持する者は、その免許の許可条件の範囲内で運転することができる。

9 逮捕、搜索等(第17条関係)

- (1) 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る現行犯人を追跡して合衆国軍隊の施設又は区域内に立ち入り、逮捕、搜索等をする場合については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第10条第2項に定めるところによる。
- (2) 合衆国軍隊の構成員等以外の者が前記(1)以外の刑に当たる罪の現行犯人を追跡して合衆国軍隊の施設又は区域内に立ち入り、逮捕、搜索等をする場合については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)第17条10(a)及び(b)項に基づき、警察本部長又は合衆国軍隊の施設及び区域を管轄する警察署長と当該合衆国軍隊とが公式に交わしている同意文書の定めるところによる。

10 特別任務従事者の捜査(第18条関係)

急使その他機密文書又は機密資料を携行する任務に従事する合衆国軍隊の構成員等は、日英両国語による特別の身分証明書を携帯しているので、これによって身分を確認すること。

11 犯罪通報(第19条、第22条、第23条、第26条関係)

- (1) 合衆国軍隊の構成員等の犯罪通報は、軍隊の特質を考慮して迅速な裁判を行うため、日米両国の刑事裁判権を行使する期間計算の起算点となるほか、合衆国軍隊に対して刑事裁判権の行使を前提としての犯罪通知、被疑者の異動停止、合衆国軍当局の懲戒権の行使の端緒となるので遅延することがないよう慎重に行うこと。
- (2) 犯罪通報の日付と憲兵司令官に第14条の逮捕の通告を行った日は、同一日とすること。
- (3) 通報者名は、所属長とすること。
- (4) 犯罪の区別は、地位協定第17条の実施に関し日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会において合意された事項(以下「了解事項」という。)第40中Aに該当する犯罪を軽微犯(A号事件)及び了解事項第40中Bに該当する犯罪を重要犯(B号事件)といい、区別は次による。

ア 軽微犯

(ア) 法第117条の2第1号(酒酔い運転)違反事件

(イ) 法定刑が6か月以下の懲役若しくは禁錮又は罰金の刑に当たる罪の非反則事件

イ 重要犯

前記ア以外の非反則事件

12 送致手続等(第24条、第27条関係)

- (1) 送致(付)する期限は、犯罪通報の送達(受理)の翌日から起算して簡易送致事件については10日以内、通常送致事件については20日以内に検察官が合衆国軍隊に対し、起訴、不起訴の通告をしなければならないとされていることに基づくもので、当該交通事件(反則事件を除く。)の捜査は速に行い、期限内に送致(付)すること。
- (2) 簡易送致書の記載は、次によること。
 - ア 「続柄」欄は、家族についてのみ記載する。
 - イ 「犯罪事実」欄に特記すべき事項がない場合は、「別紙逮捕被疑者引継書記載のとおり」等添付した書類名を記載して差し支えない。
 - ウ 「発覚の端緒」欄は、例えば「現認」、「被害者の届出」等と簡記する。
 - エ 「犯罪の動機」欄は、例えば「車両を使用する予定があったため」等と簡記する。
 - オ 「情状」欄には、例えば「犯行を否認している」等と簡記する。
 - カ 「身柄その他の処置」欄は、任意捜査の場合はその旨記載する。
 - キ 「意見」欄は、「起訴相当と思料する」、「不起訴相当と思料する」等送致事件に対する意見を簡記する。

13 非反則事件の捜査(第25条関係)

憲兵司令部と合同で取締りを実施し、違反者を検挙した場合は、原則として憲兵司令部が違反処理を行うこととし、交通違反通告書(第4号様式)は交付しないものとする。ただし、この場合の検挙件数は、取扱所属の検挙として計上すること。

14 反則事件の措置(第28条関係)

- (1) 合衆国軍隊の構成員等の反則行為は、公務中であるか否かを問わず告知することができる。
- (2) 交通事件原票の「道路交通法違反現認・認知報告書」の「供述書(甲)」欄は、英文による交通反則通告制度についての説明書(第7号様式)を交付して署名を求め、同事件原票裏面の「特記事項」欄にその旨を簡記すること。

15 取調べ上の配意事項(第34条関係)

- (1) 一般外国人の日本国における住所又は居所は、在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)、住民票の写しその他の居住を証するものに記載された居住地と照合して記載すること。
- (2) 密入国者、在留カード又は旅券を携帯していない者(特別永住者を除く。)、変更理由があるにもかかわらず在留カード等の記載事項を変更していない者、在留カード等、旅券その他の身分証明書の提示を拒む者については、主管課と連絡の上措置すること。

16 反則事件の措置(第40条関係)

- (1) 通訳要員を介して交通反則通告制度について説明し、又は英文による交通反則通告制度についての説明書を交付して告知した場合は、交通事件原票裏面の「特記事項」欄にその旨を簡記すること。
- (2) 一般外国人が、日本語の説明で交通反則通告制度について理解したときは、交通事件原票裏面の「特記事項」欄にその旨を簡記すること。

附 則

この要綱は、平成4年10月15日から施行する。

附 則(平成6年5月6日例規第44号神交指発第292号神交企発第180号神駐発第128号神免発第132号神刑総発第305号)

附 則(平成12年12月18日例規第54号神交指発第863号神交総発第982号神駐発第590号神免発第528号)

附 則(平成18年5月31日例規第42号神駐発第435号神交指発第3680号)

附 則(平成19年1月22日例規第2号神交指発第493号)

附 則(平成19年11月29日例規第42号神駐発第713号神交指発第9271号)

附 則(平成20年3月11日例規第7号神教発第295号)

附 則(平成24年7月3日例規第31号神外発第23号)

附 則(平成27年7月27日例規第32号神国捜発第63号)

附 則(平成30年3月30日例規第16号神免発第263号)